

平成 25 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社タイヨー
代表者名 代表取締役社長 清川 和彦
(コード番号：9949 東証第二部 福証)
問合せ先 財務部長 村田 浩
(TEL 099 - 268 - 1211)

**清和産興株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果並びに
親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

清和産興株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が平成 25 年 8 月 1 日から実施しておりました当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 25 年 9 月 11 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、その結果、平成 25 年 9 月 19 日付けで、当社の親会社及びその他の関係会社に異動が生じることとなりましたので、下記のとおり併せてお知らせいたします。

・ 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社タイヨーの普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

・ 親会社及びその他の関係会社の異動について

1. 異動予定年月日

平成 25 年 9 月 19 日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動に至った経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けにおいて当社の普通株式 13,933,840 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、当社のその他の関係会社に該当している公開買付者は、平成 25 年 9 月 19 日（本公開買付けの決済の開始日）付で当社に対する議決権所有割合が 50%超となり、また、公開買付者の完全親会社である清和薩摩株式会社（以下「清和薩摩」といいます。）は同日付で当社に対する議決権所有割合が 50%超（間接保有）となり、いずれも当社の親会社に該当することとなります。

3. 異動する株主の概要（新たに親会社に該当することとなる株主の概要）

(1) 名 称	清和産興株式会社
(2) 所 在 地	鹿児島県鹿児島市南栄三丁目 14 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 清川 和彦
(4) 事 業 内 容	有価証券の保有等
(5) 資 本 金	385,000 千円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 63 年 9 月 21 日
(7) 純 資 産	2,256,370 千円（平成 25 年 5 月 31 日現在）
(8) 総 資 産	3,007,367 千円（平成 25 年 5 月 31 日現在）
(9) 大株主及び持株比率	清和薩摩株式会社 100%

(10) 上場会社と当該株主の関係	資本関係	公開買付者は、当社の普通株式 5,388,294 株（所有割合（注）27.54%）を所有しております。
	人的関係	公開買付者の代表取締役社長である清川和彦氏は、当社の代表取締役社長を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。

(1) 名称	清和薩摩株式会社			
(2) 所在地	鹿児島県鹿児島市錦江台二丁目 32 番 1 号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 清川 和彦			
(4) 事業内容	有価証券の保有等			
(5) 資本金	10,000 千円			
(6) 設立年月日	平成 25 年 7 月 4 日			
(7) 純資産	2,256,370 千円（平成 25 年 7 月 4 日現在）			
(8) 総資産	2,256,370 千円（平成 25 年 7 月 4 日現在）			
(9) 大株主及び持株比率	株主名	株式の種類	持株数	持株比率
	清川和彦	普通株式	93,700 株	95.76%
	一般財団法人タイヨー財団	無議決権株式	4,150 株	4.24%
(10) 上場会社と当該株主の関係	資本関係	清和薩摩は、当社の普通株式 5,388,294 株（所有割合（注）27.54%）を所有（間接保有）しております。		
	人的関係	清和薩摩の代表取締役社長である清川和彦氏は、当社の代表取締役社長を兼務しております。		
	取引関係	該当事項はありません。		

（注）「所有割合」とは、当社が平成 25 年 7 月 12 日に提出した第 51 期第 1 四半期報告書（以下「第 51 期第 1 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（27,818,895 株）から、当社が平成 25 年 7 月 12 日に提出した平成 26 年 2 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「第 51 期第 1 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（8,256,384 株）を除いた数（19,562,511 株）に対して所有株式数が占める割合をいいます。なお、その計算においては小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動前後における清和産興株式会社及び清和薩摩株式会社の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) 清和産興株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	その他の関係会社	5,388 個 (27.54%)	-	5,388 個 (27.54%)
異動後	親会社	19,322 個 (98.77%)	-	19,322 個 (98.77%)

(2) 清和薩摩株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	その他の関係会社	-	5,388 個 (27.54%)	5,388 個 (27.54%)
異動後	親会社	-	19,322 個 (98.77%)	19,322 個 (98.77%)

（注）「議決権所有割合」の算出においては、第 51 期第 1 四半期報告書に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（27,818,895 株）から、第 51 期第 1 四半期決算短信に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在の当社が

所有する自己株式数(8,256,384株)を除いた数(19,562,511株)に係る議決権数(19,562個)を分母として算出しております。なお、その計算においては小数点以下第三位を四捨五入しております

5. 今後の見通し

既に平成25年7月31日付の当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「平成25年7月31日付プレスリリース」といいます。)でお知らせしておりますとおり、公開買付者は、MBOの一環として本公開買付けを実施してはりましたが、上記のとおり、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下、本項において同じとします。)の全てを取得できなかったことから、今後、平成25年7月31日付プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続に従って、当社の発行済普通株式の全てを所有することを予定しているとのことです。なお、当該手続の実施により、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」といいます。)における上場廃止基準に抵触する結果、上場廃止となります。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所及び福岡証券取引所において取引することはできなくなります。

今後の具体的手続については、決定次第、金融商品取引所等を通じて速やかに公表いたします。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

公開買付者は当社の開示対象となる非上場の親会社等に引き続き該当することとなります。

(参考) 添付資料

平成25年9月12日付「株式会社タイヨーの普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以 上

平成 25 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 清和産興株式会社
代表者名 代表取締役社長 清川 和彦
問合せ先 株式会社M I Dストラクチャーズ
鈴木 健太郎
(TEL 03-5218-0080)

株式会社タイヨーの普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

清和産興株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 7 月 31 日、株式会社タイヨー（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）コード番号：9949、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 25 年 8 月 1 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 25 年 9 月 11 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

清和産興株式会社
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目 14 番地

(2) 対象者の名称

株式会社タイヨー

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,174,217 株	9,454,203 株	- 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,454,203株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,454,203株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成25年7月12日に提出した第51期第1四半期報告書(以下「第51期第1四半期報告書」といいます。)に記載された平成25年5月31日現在の対象者の発行済株式総数(27,818,895株)から、対象者が平成25年7月12日に提出した平成26年2月期第1四半期決算短信(以下「第51期第1四半期決算短信」といいます。)に記載された平成25年5月31日現在の対象者が所有する自己株式数(8,256,384株)及び平成25年7月31日現在の公開買付者が所有する対象者株式数(5,388,294株)を控除した株式数(14,174,217株)となります。

(注3) 買付予定数の下限は、第51期第1四半期報告書に記載された平成25年5月31日現在の発行済株式総数(27,818,895株)から、第51期第1四半期決算短信に記載された平成25年5月31日現在の対象者が所有する自己株式数(8,256,384株)及び平成25年7月31日現在の公開買付者が所有する対象者株式数(5,388,294株)をそれぞれ控除した数(14,174,217株)の66.7%に相当する株式数(9,454,203株(小数点以下切り上げ。))となります。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成25年8月1日(木曜日)から平成25年9月11日(水曜日)まで(30営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,100円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,454,203株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(13,933,840株)が買付予定数の下限(9,454,203株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 25 年 9 月 12 日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	13,933,840 株	13,933,840 株
新株予約権証券	- 株	- 株
新株予約権付社債券	- 株	- 株
株券等信託受益証券 ()	- 株	- 株
株券等預託証券 ()	- 株	- 株
合 計	13,933,840 株	13,933,840 株
(潜在株券等の数の合計)	-	(- 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	5,388 個	(買付け等前における株券等所有割合 27.54%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 - %)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	19,322 個	(買付け等後における株券等所有割合 98.77%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等後における株券等所有割合 - %)
対象者の総株主の議決権の数	19,344 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者の全員が法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者に該当し、かつ各特別関係者の所有株券等に係る議決権の数の合計が総株主等の議決

権の 100 分の 1 に満たないため、かかる特別関係者の所有株券等に係る議決権の数を含めておりません。

(注 2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第 51 期第 1 四半期報告書に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在の総株主等の議決権の数 (1 単元の株式数を 1,000 株として記載されたもの) です。但し、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数 (27,818,895 株) から、第 51 期第 1 四半期決算短信に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (8,256,384 株) を除いた数 (19,562,511 株) に係る議決権の数 (19,562 個) を分母として計算しております。

(注 4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

決済の開始日

平成 25 年 9 月 19 日 (木曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更ございません。

なお、対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部及び福岡証券取引所に上場されておりますが、公開買付者は、対象者の発行済株式の全て (但し、対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者の普通株式は東京証券取引所及び福岡証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の具体的な手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

清和産興株式会社

鹿児島県鹿児島市南栄三丁目 14 番地

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

証券会員制法人福岡証券取引所

福岡市中央区天神二丁目 14 番 2 号

以 上